

＜トピックス＞  
平成27年7月30日  
労働基準部賃金課

## 大阪府最低賃金改正審議が本格スタート！

### 地域別最低賃金改正に向けた目安額が提示 Aランク大阪は19円

- 1 平成27年7月30日、中央最低賃金審議会会長（仁田道夫）から全国47都道府県の地方最低賃金審議会会長に対し、平成27年度地域別最低賃金の改正に向けた目安が提示されました（資料1～3）。
- 2 目安の提示を受け、大阪府最低賃金審議会（会長：富田安信）では、今後8月上旬にかけて大阪府最低賃金の改正審議が本格的に始まります。  
改正審議が終了次第、同審議会会長から大阪労働局長（中沖剛）に対し、改正大阪府最低賃金の答申が行われる予定です（資料4、昨年度答申日は8月11日）。
- 3 その後、異議申立ての手續、官報公示などの法定手續を経て、新たな大阪府最低賃金が発効となります（昨年度発効日は10月5日）。

※ なお、答申当日はカメラ取材が可能です。答申日が確定次第、前日までに改めて、関係報道機関の皆様にお知らせします。

- 資料1 平成27年度地域別最低賃金改正引上げ額の目安
- 資料2 大阪における目安の推移と最賃引上げ額（過去5年）
- 資料3 目安制度の概要
- 資料4 平成27年度目安審議と地域別最低賃金改正審議の流れ
- 資料5 大阪府最低賃金の改正状況

## 平成 27 年度地域別最低賃金改正引上げ額の目安

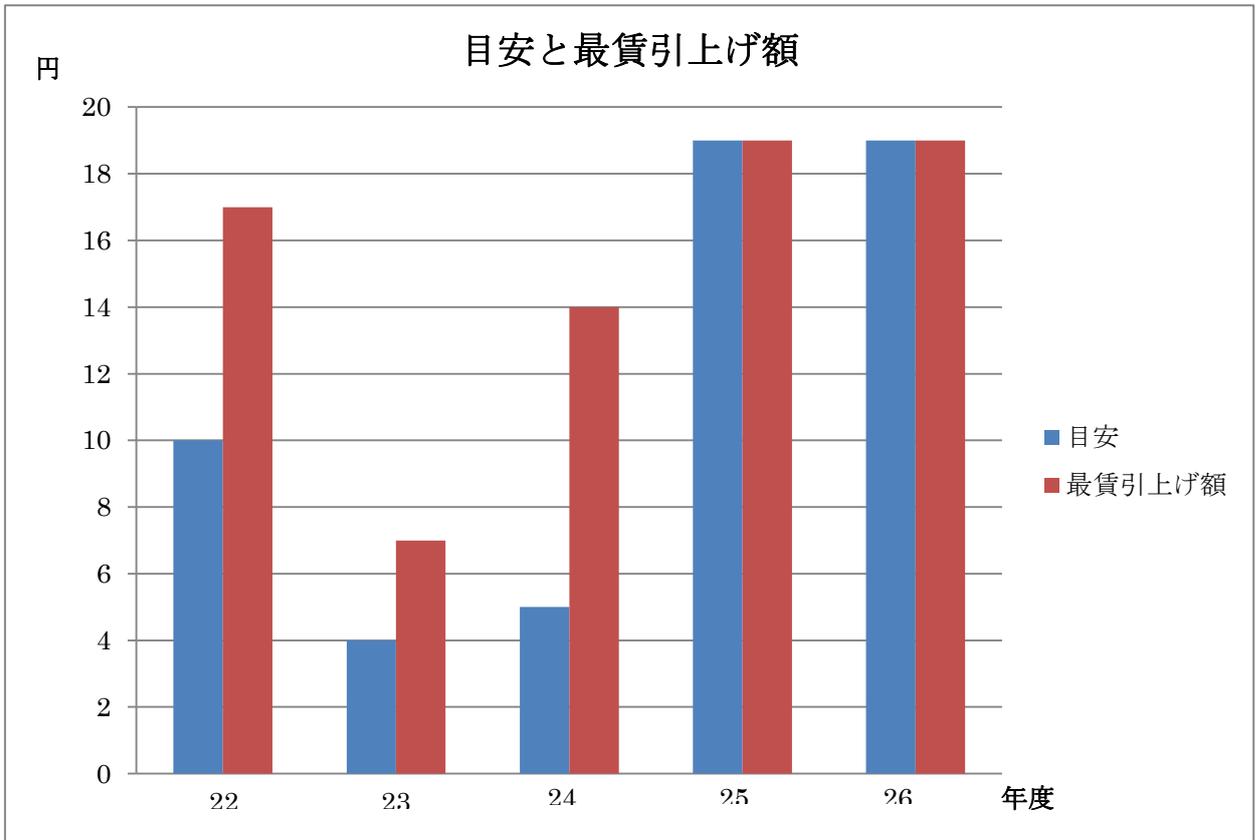
## 1 ランク別目安一覧表

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円 (19円)
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、 京都、兵庫、広島	18円 (15円)
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、 奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16円 (14円)
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、 愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、 沖縄	16円 (13円)
全国加重平均		18円 (16円)

※カッコ内は昨年度値

## 2 大阪における目安の推移と最賃引上げ額（過去5年）

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
目安（円）	1 0	4	5	1 9	1 9
最賃引上げ額（円） （引上率%）	1 7 (2.2)	7 (0.9)	1 4 (1.8)	1 9 (2.4)	1 9 (2.3)



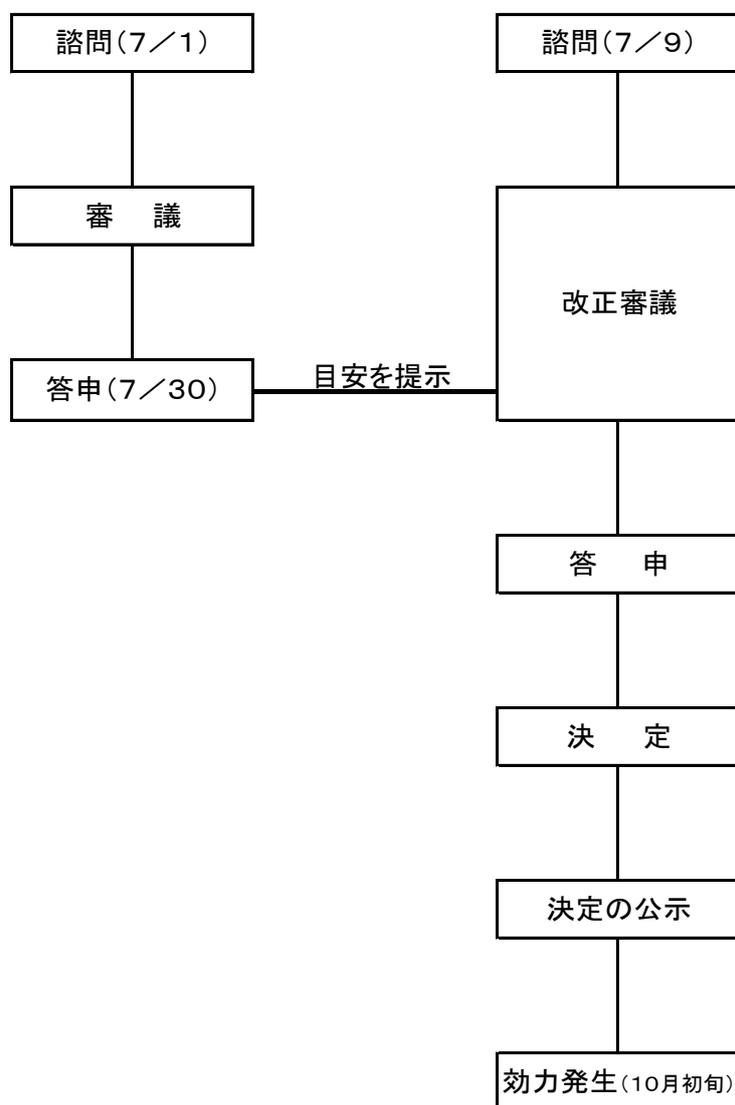
## 目安制度の概要

- 1 昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年経済実態に応じ、47都道府県をA B C Dの4ランクに分け、地域別最低賃金引上げ額の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。
  - 2 目安は、あくまでも地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。
  - 3 地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行され、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。
- \* 1 法律上、目安制度という定義はない。
  - \* 2 ランク付けに当たっては、都道府県の経済実態に基づき、振り分けを行っている。当該経済実態は、賃金動向や消費者物価指数などの20の諸指標を総合して決定している。
  - \* 3 目安審議の際は、毎年実施する賃金改定状況調査における賃金上昇率等を、参考資料としている。

平成27年度目安審議と地域別最低賃金改正審議の流れ

中央最低賃金審議会  
【目安審議】

地方最低賃金審議会  
【地域別最低賃金改正審議】



## 大阪府最低賃金の改正状況

